

Webシステム

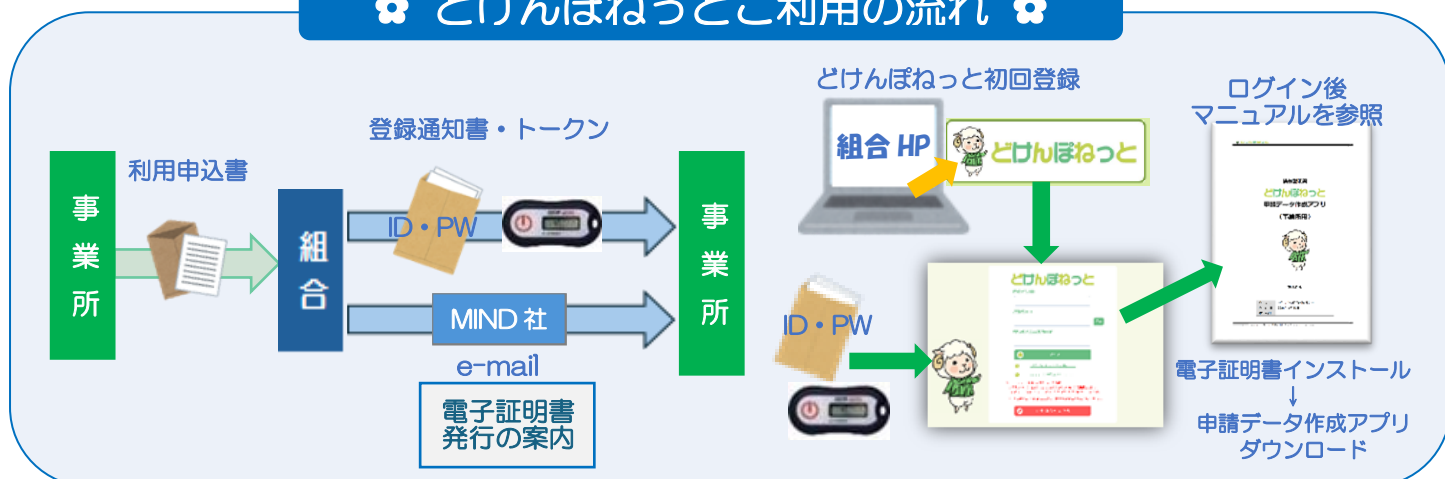
どけんぽねっと

これまでの紙・電子媒体での申請方法に加え、「基準報酬月額算定基礎届」「基準報酬月額変更届(※)」「基準賞与額基礎届」がオンライン申請できるようになりました！(※)産前産後休業、育児休業等終了後の改定には対応しておりません。



どけんぽねっとからオンライン申請することで、届出を郵送するためのコストが抑えられるうえ、申請してすぐに受付状況を確認していただけます。

どけんぽねっとご利用の流れ



どけんぽねっとでの申請の流れ等については次ページからのFAQをご参照ください



どけんぽねっとのご利用をお待ちしています！！

❖ このお知らせに関する問合せ先・利用申込書送付先 ❖
全国土木建築国民健康保険組合 企画部システム課
TEL：03-3264-4372
〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-5-9 厚生会館
どけんぽねっと URL <https://dokenponet.jp>

❖ 「Webシステム (どけんぽねっと) 利用申込書は **★こちらから** ❖

🌸 どけんぽねっとご利用の流れ 🌸

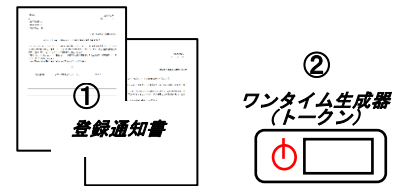
STEP1 利用申し込み

- 🌸 「Webシステム（どけんぽねっと）利用申込書」（以下「利用申込書」といいます。）に必要事項をご記入のうえ、本組合企画部システム課あて郵送してください。
利用申込書は[★こちら](#)から（よくあるお問い合わせも記載しています。）
利用申込書の送付先：東京都千代田区平河町1-5-9 厚生会館



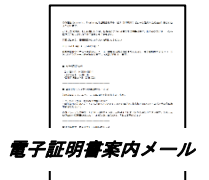
STEP2 初回登録

- 🌸 利用申込書を送付すると概ね2週間後までに次のものが組合から送付されます。
 - ①「Webシステム（どけんぽねっと）利用者登録通知書」
 - ・ログインID・パスワードを記載しています。
 - ・事業主用と個人用を送付します。
 - ②ワンタイムパスワード生成器（トークン）
- 🌸 セキュリティの観点から、①・②は別々に送付します。
- 🌸 ①・②が届いたら、本組合ホームページのトップページにあるバナーをクリックして「どけんぽねっと」にアクセスし、①に同封されている「操作説明書 どけんぽねっと 初回登録・ログイン」の記載にしたがって初回登録をしてください。



STEP3 電子証明書・申請データ作成アプリ・OpenSSLのインストール

- 🌸 初回登録ができれば、どけんぽねっとにログインしてください。画面右上に表示される「マニュアル」ボタンを押下すると表示される画面から、どけんぽねっとの操作説明書を取得できます。
- 🌸 「操作説明書 どけんぽねっと 申請データ作成アプリ（事業所用）」の記載にしたがって「電子証明書」・「申請データ作成アプリ」・「OpenSSL」をインストールしてください。
- 🌸 電子証明書の取得は、利用申込書に記載したメールアドレスあて電子証明書の認証局（三菱電機インフォメーションネットワーク（株）（通称「MIND」））から送信されるメール「電子証明書発行のお知らせ」に記載されたURLから行います。



STEP4 届書データ作成

- 🌸 どけんぽねっとによるオンライン申請に使用できる届書データは、現在電子媒体による届出に使用している電子データです。
- 🌸 組合へ電子データによる届出を行うためには、どけんぽねっとの利用申し込みとは別に組合への届出が必要です。

STEP5 申請データ作成

- 🌸 作成した届書データを「申請データ作成アプリ」に取り込むことで、オンライン申請用のデータ（ZIPファイル）が作成できます。
- 🌸 「年間報酬の平均で算定することの申立書」等、年間平均による保険者算定の適用に関する書類があるときは、当該書類を「立証書類」として申請データを作成してください。

STEP6 オンライン申請

- 🌸 「操作説明書 どけんぽねっと 事業所用」の記載にしたがってオンライン申請してください。
- 🌸 申請後は、申請TOP画面の「申請状況」を確認してください。

☆ よくあるお問い合わせ(FAQ) ☆

1 利用申込書関連		
項番	質問内容	回答
Q1.	複数の事業所の担当者を兼務しています。利用申込はそれぞれの事業所で必要ですか。	事業所ごとの利用申込が必要です。
Q2.	利用者情報の利用者にはどのような人を記入すればよいですか。	実際に申請作業を行う担当者を記入してください。
Q3.	利用者が社会保険労務士の場合、電子証明書ダウンロード用メールアドレスも社会保険労務士のもを記入すればよいですか。	電子証明書は、事業主に交付いたしますので、社会保険労務士のアドレスではなく、事業所のご担当者等のアドレスを記入してください。
Q4.	利用者が複数人いる場合、電子証明書ダウンロード用メールアドレスはどのように記入すればよいですか。	事業所で任意の方を代表として記入してください。
Q5.	どけんぼねっとの利用者を変更する場合はどのような手続きを行えばよいですか。	<p>新利用者に係る「Webシステム（どけんぼねっと）利用者追加申請書」と旧利用者に係る「Webシステム（どけんぼねっと）利用者削除申請書」に旧利用者が使用していたトークンを添付のうえ組合へ提出してください。</p> <p>新利用者へログインID・パスワードを発行し、登録通知書及びトークンを送付いたします。</p>

2 どけんぼねっとの概要		
項番	質問内容	回答
Q1.	どけんぼねっとでは、届出内容を直接入力することでオンライン申請ができますか。	届出内容を直接入力する機能はありません。 どけんぼねっとを利用したオンライン申請には、電子媒体による届出に用いる届書データが必要です。
Q2.	どけんぼねっとのログインIDなどはどのように確認するのですか。	<p>「Webシステム（どけんぼねっと）利用申込書」を組合が受け付けた後、利用者のログインID及び初期パスワードを記載した「Webシステム（どけんぼねっと）利用者登録通知書【事業主用】」及び「Webシステム（どけんぼねっと）利用者登録通知書【個人用】」を送付いたしますので、当該登録通知書により確認してください。</p> <p>なお、どけんぼねっとの初回登録後は、どけんぼねっとのログインページにある「ログインIDを忘れた方はこちら」から確認することができます。</p>
Q3.	「Webシステム（どけんぼねっと）利用者登録通知書【事業主用】」等が届いたのですが、トークンが同封されていません。	セキュリティの観点から登録通知書等とトークンは別々に送付いたします。
Q4.	どけんぼねっとのマニュアル(操作説明書)はどこから取得できますか。	どけんぼねっとにログインし、画面右上に表示される「マニュアル」ボタンを押下すると、各種マニュアル(PDF)をダウンロードすることができます。

🌸 よくあるお問い合わせ(FAQ) 🌸

2 どけんぼねっとの概要

項番	質問内容	回答
Q5.	どけんぼねっとの初回登録を行いました。その後の作業を教えてください。	どけんぼねっくにログインし、画面右上に表示される「マニュアル」ボタンを押下すると、各種マニュアル（PDF）をダウンロードすることができます。 「操作説明書 どけんぼねっく 申請データ作成アプリ（事業所用）」の記載にしたがって電子証明書・申請データ作成アプリ・OpenSSLのインストール、申請データ作成アプリの設定を行ってください。
Q6.	オンライン申請に使用するファイルはどのように作成するのですか。	申請データ作成アプリを用いて作成します。「操作説明書 どけんぼねっく 申請データ作成アプリ（事業所用）」の記載にしたがって作成してください。
Q7.	オンライン申請はどのように行うのですか。	「操作説明書 どけんぼねっく 事業所用」の記載にしたがってオンライン申請を行ってください。

3 電子証明書関連

項番	質問内容	回答
Q1.	交付される電子証明書を複数の端末にインストールすることは可能ですか。	可能です。申請データ作成アプリを複数の端末で利用する場合は、それぞれの端末に電子証明書をインストールしてください。
Q2.	社会保険労務士がオンライン申請する際にも電子証明書は必要ですか。	社会保険労務士がオンライン申請を行う場合は、電子証明書に代わり、提出代行証明書を申請時に添付することとしています。 利用者が社会保険労務士の場合は、電子証明書のインストールは不要です。
Q3.	電子証明書はどこから取得するのですか。	「Webシステム（どけんぼねっく）利用申込書」に記入したメールアドレスあてに「三菱電機インフォメーションネットワーク（株）（通称「MIND」）」から「電子証明書発行のお知らせ」が送信されます（ドメイン名が「@mind.co.jp」）ので「操作説明書 申請データ作成アプリ（事業所用）」の記載にしたがって電子証明書をインストールしてください。
Q4.	「電子証明書発行のお知らせ」いつ届きますか。	事業所に登録通知書やトークンが到着する前後にメール送信される予定です。 登録通知書が届いてから数日を経過しても「電子証明書発行のお知らせ」が受信されない場合は、ご使用のセキュリティソフト等により迷惑メール等と判断され、隔離されている可能性がありますので、ご確認ください。 なお、「電子証明書発行のお知らせ」は再送信可能ですので、再発行を希望されるときは、本組合企画部システム課（03-3264-4372）までご連絡ください。
Q5.	電子証明書インストール手順中の追加認証情報とは何ですか。	追加認証情報については、「操作説明書 どけんぼねっく 申請データ作成アプリ（事業所用）」の8ページを参照してください。

よくあるお問い合わせ(FAQ)

3 電子証明書関連

項番	質問内容	回答
Q6.	電子証明書の取得に費用負担は発生しますか。	電子証明書の取得及び利用に費用は発生しません。

4 トークン関連

項番	質問内容	回答
Q1.	トークンの利用について、費用負担は発生しますか。	トークンの利用に係る費用は発生しませんが、事業主又は利用者の重大な過失により紛失又は故障したと組合が認めたときは、トークン再交付時に組合から機器代を請求することがあります。
Q2.	どけんぽねっとにログインしようとしても「IDまたはパスワードが違います」とのメッセージが表示され、ログインできません。	ログインID、パスワード等を確認し、再度ログインを試行してください。 それでもログインできない場合は、トークンの内部時計に問題が生じている可能性がございますので、本組合企画部システム課（03-3264-4372）までご連絡ください。

5 申請関連

項番	質問内容	回答
Q1.	どけんぽねっとでの申請に必要な電子データとは何ですか。	「全国土木届書システムソフト」を用いて電子データを作成する届書システム形式のデータと日本年金機構の「届書作成プログラム」等を用いて電子データを作成するKPFDF様式のデータです。 なお、いずれの電子データで申請する場合も、予め本組合へ届出が必要です。届出様式は、組合ホームページの【事業所向け】届出・申請書ダウンロードページからダウンロードしてください。 【届出様式】 ・「全国土木届書システムソフト」を使用する場合 ⇒電子媒体による異動届提出の申請書 ・「届書作成プログラム」等を使用する場合 ⇒KPFDF様式による届出の申請書
Q2.	オンライン申請における「立証書類」とは、何が該当しますか。	年間報酬の平均で基準報酬月額を算定する場合の書類が該当し、届書により次のとおりとなります。 なお、年間報酬の平均で基準報酬月額を算定する組合員がない場合、立証書類は不要となります。 ・基準報酬月額算定基礎届 「年間報酬の平均で算定することの申立書」及び年金事務所に提出する「被保険者報酬月額算定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等（定時決定用）」の写しに本組合の記号番号を付したもの ・基準報酬月額変更届 「年間報酬の平均で算定することの申立書」及び年金事務所に提出する「被保険者報酬月額変更届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等（随時改定用）」の写しに本組合の記号番号を付したもの

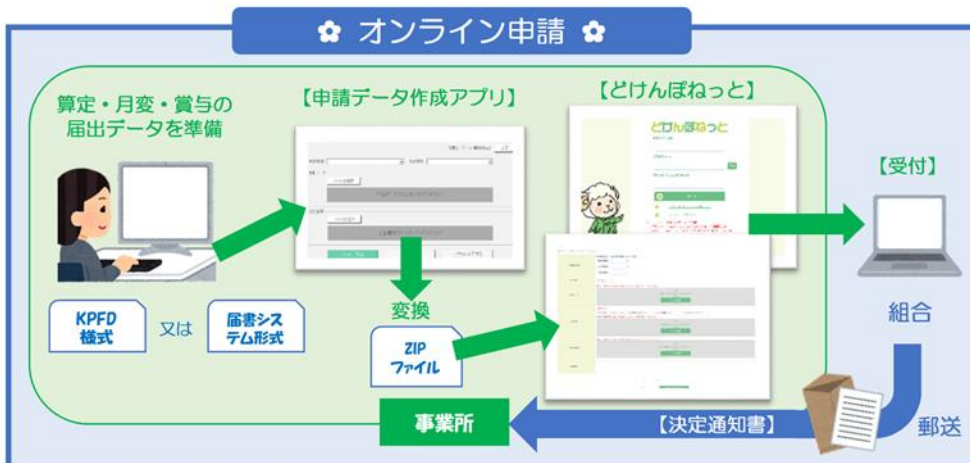
よくあるお問い合わせ(FAQ)

5 申請関連

項番	質問内容	回答
Q3.	オンライン申請後にどけんぼねっとにおいて行う作業はありますか。	<p>どけんぼねっとの「申請TOP」画面の「申請状況」で申請番号に紐づく「ステータス」を確認してください。</p> <p>なお、ステータスは、画面を更新することで更新されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステータスが「申請済」 <p>どけんぼねっとで申請データ等のシステム的なチェックをしている状態です。画面を更新してもステータスに変化がないときは、申請データ等に不備があった可能性があります。申請データ等に不備があった場合は、組合から連絡いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステータスが「受付済」 <p>組合職員が届出の内容確認を確認している状態です。届出の内容について組合から確認の連絡がある場合があります。</p>
Q4.	オンライン申請した届出に係る基準報酬月額決定通知書等はどけんぼねっとを利用して受け取ることができますか。	<p>現在、どけんぼねっとに各種決定通知を行う機能はありません。</p> <p>紙媒体又は電子媒体による届出と同様に事業所へ各種決定通知書を郵送し通知いたします。</p>

6 その他

項番	質問内容	回答
Q1.	どけんぼねっとの利用申込を行った場合、紙媒体や電子媒体での届出はできなくなりますか。	<p>どけんぼねっとの利用申込を行い、オンライン申請を開始した場合でも、引き続き紙媒体・電子媒体での届出は可能です。</p> <p>また、現在のところ、紙媒体・電子媒体での届出を廃止する予定はありません。</p>
Q2.	今後、オンライン申請の対象となる届出の種類は拡大されますか。	<p>オンライン申請の対象となる届出については、今後拡大する方針ですが、新たにオンライン申請の対象とする届出及び実施時期は、現在検討中です。</p> <p>新たにオンライン申請の対象となる届出及び実施時期が決定したときは、事業主へ通知いたします。</p>
Q3.	今後、組合員・被保険者向けWebシステムは導入されますか。	<p>組合員・被保険者向けWebシステムは導入する方針ですが、当該システムの機能及び運用開始時期については、現在検討中です。</p> <p>組合員・被保険者向けWebシステムの機能及び運用開始時期が決定したときは、事業主及び組合員へ通知いたします。</p>



オンライン申請で届出してみよう!

